

令和5年度 奈良県医療費増加要因分析業務 委託仕様書

1 目的

第3期奈良県医療費適正化計画に掲げる医療費目標を達成するための効果的・効率的な医療費適正化の取組の検討・立案に資するため、奈良県の医療費の推移や医療費に関する因子を詳細に分析し、奈良県の医療費増加に影響する有力な要因を特定し、評価する。

2 業務概要

(1) 名称

令和5年度 奈良県医療費増加要因分析業務委託

(2) 契約期間

契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで

3 分析対象データ

(1) 対象年度

平成29年度～令和3年度（5年分）

(2) 医療費データ

- ①医療費データは原則として、県から提供するNDBデータ（別添1参照）、厚生労働省が公表する「概算医療費」を使用すること。
- ②上記以外の医療費データを使用する場合は、県と協議すること。

(3) 因子データ

- ①本分析においては、主に医療提供側の因子データを使用して、医療提供側の増加要因に重点を置いた分析を行うこと。
- ②医療費増加の因子となるデータは、因子データ一覧（別添2参照）の直近までのデータを収集するとともに、その他有力な因子データがあれば公表データ等から新たに収集し、整理すること。
- ③内閣府が公表するSCR（Standardized Claim data Ratio、レセプト出現比）データを活用すること。また、以下のサイトでSCRを使った医療提供状況の可視化ができるので、分析に活用すること。

<https://public.tableau.com/profile/fujimori#!/>

- ④厚生労働省公表のNDBオープンデータを活用し、以下の平成29年度分から令和3年度分までのデータを都道府県別で整理すること。ア～ウは診療報酬単価（1点10円）に算定回

数を乗算した総額と人口1人当たりの金額、エ～オは薬価に数量を乗算した総額と人口1人当たりの金額を算出すること。

ア 医科診療行為

イ 歯科診療行為

ウ 調剤行為

エ 処方薬（内服/外用/注射）

オ 処方薬（医科/歯科）（データが存在しない年度は除く。）

⑤その他、医療費の増加要因を分析するための有力なデータがある場合は提案すること。

（４）過去の分析結果データ

過去2年間（令和3、4年度）同事業で分析を実施しており、契約締結した受託者にはその分析結果データを提供するので、本分析業務の参考にすること。

4 分析業務の内容

（１）医療費及び医療費増加因子の整理

①医療費及び医療費増減の整理

ア 対象年度の医療費を全国平均、都道府県別で整理し、全国順位を出すことによって、奈良県の医療費、医療費増減の全国における立ち位置を明確にし、整理すること。

イ 上記の医療費は以下の区分を組み合わせて詳細に分析し、整理すること。

a. 診療種別：診療種別計、入院、入院外、歯科

b. 医療費別：総医療費、1人当たり医療費、年齢調整後1人当たり医療費、1日当たり医療費、患者1人当たり医療費、1件当たり医療費、受診率

c. 男女別：男女計、男女別

d. 年齢別：年齢階級（5歳階級）別、年齢階層（0～19歳、20～39歳、40～59歳、60～74歳、75歳以上）別

e. 疾病別：全疾病、疾病別（中分類）

ウ 医療費は年度ごと、医療費増減は各年度間及び5年間（平成29年度と令和3年度）の増減を整理すること。

②医療費増加因子の整理

ア 別添2に記載の医師数、病床数等のデータと、その他探索・収集したデータの対象年度の年度間の変化、5年間（平成29年度と令和3年度）の変化を整理すること。

イ 因子データのうち、複数年に1回の調査等の毎年度のデータが存在しないものに関しては、平成29年度以前のデータ（過去10年程度）も収集して変化を整理すること。

ウ 因子データについては、男女別、年齢階級別等の区分がある場合は、全体と区分ごとの組み合わせで整理すること。

③SCRデータの整理

ア SCRデータの中から医療費として一定規模のある診療行為や薬剤薬効を抽出し、奈良

県のレセプト出現比が高いものを対象年度ごとに整理すること。

- イ 医療費の規模やレセプト出現比の高さの基準は、分析を進めていく中で県と協議の上決定するものとする。
- ウ SCRは年度ごとの相対的な全国との比であることに留意しつつ、奈良県の立ち位置的に増加傾向にある診療行為や薬剤薬効を特定すること。

④NDBオープンデータの整理

- ア NDBオープンデータを活用し、診療行為、処方薬別の1人当たり医療費の対象年度の年度間の変化、5年間（平成29年度と令和3年度）の変化を整理すること。
- イ 上記医療費はSCRの医療費の規模を把握するための基準としても活用すること。

（２）医療費と医療費増加因子との比較分析

①医療費と医療費増加因子の比較分析

- ア （１）で整理した医療費と医療費増加因子の過去5年間の変化を比較し、医療費増加の背景にある因子との関係性を分析すること。
- イ 疾病別医療費と診療行為、処方薬の件数や医療費がどう変化し、どう影響しているのかを分析し、関係性を示すこと。
- ウ 全国、他都道府県における変化との比較から、奈良県における特徴的な医療費と医療費増加因子を特定すること。

（例）

- a. 奈良県の年齢調整後1人当たり医療費が高水準で増加しているA疾病を特定。
 - b. A疾病に関連する医療提供体制、診断、検査、処置、手術、処方薬等を抽出し、その中から全国との比較で特異に増加しているものを特定。
 - c. 医療費の変化と因子の変化との関係性を整理・分析し、増加因子が医療提供側の恣意的な行動によるものであるかを検証。
- エ 分析結果については、グラフや図を用いてわかりやすく示すとともに、奈良県の医療費と医療費増加因子の変化の傾向と特徴を明確に示すこと。

②高齢化の影響を踏まえた分析

- ア 医療費増加には高齢化の影響が大きいことを踏まえ、高齢化の影響を可能な範囲で除外した分析を行うこと。
- イ 年齢調整済のSCRデータと年齢調整未済のNDBオープンデータを比較し、高齢化の影響関係なく伸びた可能性のある診療行為、処方薬を推定すること。
- ウ 上記診療行為、処方薬と年齢調整前・年齢調整後の医療費との比較から高齢化の影響がなくても伸びている医療費、医療費増加因子を特定すること。
- エ 分析結果については、グラフや図を用いてわかりやすく示すとともに、奈良県の医療費と医療費増加因子の変化の傾向と特徴を明確に示すこと。

③その他分析

その他、医療費と医療費増加因子の関係を比較分析するための有効な手法があれば提案し、県と協議の上、実施すること。

(3) 分析結果の考察及び評価手法の提案

①分析結果の考察

- ア 上記(2)①～③の分析結果をもとに、全国、他都道府県との比較等から奈良県の主な医療費増加要因の考察を行うこと。
- イ 分析結果の考察については、データから読み取れる事項に加えて、医学的知見を踏まえたものにする。
- ウ 分析結果の考察について、分析結果からは一概に断定できない場合であっても、前提条件等を整理し、可能性の言及は行うこと。

②評価手法の提案

- ア 上記①の考察の結果から、医療費増加要因を客観的に課題として認識すべきものかどうかを判断するための評価手法を提案すること。
- イ 評価手法は、要因を客観的に課題として認識すべきものかどうかの判断基準(例：全国的に減少傾向にあるにも関わらず奈良県だけ特異に伸びている、国際的にもしくは国において必要性を疑問視されている等)を含めて提案すること。

(4) 今後の分析方針案の提案

上記(1)～(3)の分析における課題(分析結果として明確に示すことが困難だったもの等)を整理し、その課題や県が入手可能なデータ(レセプトデータ等を含む)の範囲を踏まえて、今後奈良県が医療費増加とその要因との関係性を見いだしていくために必要な分析方針案を提案すること。

(5) 分析結果報告書作成及び分析結果報告会の開催

①分析結果報告書、保険者・医療関係者との情報共有用資料の作成

- ア 上記(1)～(4)で分析した結果をまとめた報告書を作成するとともに、分析結果のポイントがわかる概要版の報告書(20ページ程度)を作成すること。
- イ 分析結果等は県内の医療保険者(39市町村国保、協会けんぽ、後期高齢者医療広域連合等)や医療関係者(医師会、歯科医師会、薬剤師会等)と情報共有することを予定しており、情報共有用の説明資料(PowerPoint等)を作成すること。

②分析結果報告会の開催

- ア 令和6年2月頃に県内の医療保険者や医療関係者と分析結果を共有するための分析結果報告会を開催し、参加者に上記①の情報共有用資料等を用いて分析結果を説明すること。
- イ 報告会は、原則対面方式で行うこととするが、必要に応じてオンライン方式やハイブリッド方式での開催にも対応すること。参加者は最大で100名程度、所要時間は質疑応答を含めて約2時間を想定すること。
- ウ 会場費用、会場設備使用料、資料作成費用は受託者で負担すること。なお、報告会会場の候補地としては奈良県市町村会館や奈良県社会福祉総合センター等を想定すること。

5 成果物の提出

(1) 提出期日

令和6年1月31日（水）午後5時

※ただし、分析の途中経過・結果に関する資料は、県と受託事業者が協議の上、作成すること。また、上記2（2）の期間内は、成果物の内容について、説明及び修正を求めることがある。

(2) 成果物

以下①～⑤のとおり作成し、所定の部数の印刷紙及び電子媒体一式を、県が別途指示する場所において提出すること。

- ①分析結果報告書 5部
- ②①の報告書の概要資料 5部
- ③保険者、医療関係者との情報共有用資料 5部
- ④その他、県が必要と認めた調査分析に関する報告書 5部
- ⑤上記①～④の内容を電磁的に記録したDVD等の電子媒体 一式

(3) 提出方法及び注意事項

成果物の提出についての条件は、以下のとおりである。

- ①成果物は、全て日本語で作成すること。ただし、日本国においても、英字で表記されることが一般的な文言については、そのまま記載することができる。
- ②印刷紙のサイズは、A4を原則とする。なお、資料の見やすさを考慮し、A3を使用してもよい。
- ③電子媒体に保存する形式は、Microsoft Word、同 Excel、同 PowerPoint で読み込み可能な形式とし、また、それらをPDF形式により複製したのも、あわせて提出すること。なお、受託事業者側で他の形式を用いて提出したいファイルがある場合は、協議に応じるものとする。
- ④成果物に用いた図表等については、県で改変が可能な元データもあわせて納入すること。
- ⑤電子媒体は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行う等により、成果物に不正プログラム等が混入することのないよう適切に対処すること。
- ⑥成果物に事後的に修正等を要する場合は、印刷紙については、それまでの変更内容を表示するとともに変更履歴、修正ページ及び修正後の全編、電子媒体については、それまでの変更内容および修正後の全編を速やかに提出すること。
- ⑦成果物については、適宜、県に進捗状況の報告を行い、県が内容、構成等について指示した場合には、指示事項に対応すること。指示事項に対応済であることが確認できれば、県による検収に合格とする。
- ⑧上記（2）において指定した以外にも、必要に応じて提出を求める場合があるので、分析成果については常に管理し、最新状態に保っておくこと。

6 業務処理の注意事項

委託業務の遂行に際しては、業務の実施状況を定期的に報告するなど、県との連絡調整を十分にいき、円滑に業務を実施すること。

7 実施体制表の提出

受託事業者は、本事業委託を円滑に遂行できる事業推進体制を整備するとともに、実施体制表（組織図等）を作成し、契約締結後1週間以内に提出すること。

受託事業者が複数事業者で構成する共同体の場合は、構成する事業者間の役割分担の明示及び構成する全事業者の体制表も作成すること。

8 統括責任者の選任

受託事業者は、業務の遂行に必要な指揮・監督を行い、業務の遂行に関して奈良県との連絡窓口になる統括責任者を1名選任すること。交替する場合は、あらかじめ県と協議すること。

9 定例会議等への出席

- (1) 県と受託事業者相互間の綿密な連絡調整の場を設け、より良い業務となるよう、県が開催する定例会議等には、必ず出席すること。
- (2) 定例会議等は、月に1回を目安に、必要に応じて県が招集する。開催形式は、集合形式、オンライン形式のいずれかの方法を県と協議して決定する。
- (3) 統括責任者は、定例会議等に必ず出席すること。
- (4) 定例会議等を開催した場合は、受託事業者において議事録を作成すること。
- (5) 県から業務の改善を求めた場合、受託事業者は速やかに対応しなければならない。

10 再委託に関する事項

- (1) 受託事業者は、受注業務の全部又は主要部分（分析内容・手法の企画・立案）を第三者に再委託することはできない。
- (2) 受託事業者は、業務の一部を委託することができるが、その場合は、事前に書面で、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図および工程表、再委託先の概要およびその体制と責任者を明記して報告し、県の了解を得なければならない。再委託先がさらに再委託を行う場合も、受託事業者は同様の事前了解を必要とする。
- (3) 再委託先において、本業務仕様書に定める事項に関する義務違反、義務を怠った場合には、受託事業者が一切の責任を負うとともに、県は当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。

(4) 再委託先における情報セキュリティ要件は、以下のとおりとする。

- ① 県から提供する情報の目的外利用を禁止すること。
- ② 受託事業者は再委託先における情報セキュリティ対策の実施内容を管理し、県に報告すること。
- ③ 受託事業者は、再委託先の資本会計・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績に関して、県から求めがあった場合には、情報提供を行うこと。
- ④ 受託事業者は、委託した業務の終了時に、再委託先において取り扱われた情報が確実に返却、又は抹消されたことを確認すること。
- ⑤ 上記①～④については、再委託先がさらに再委託を行う場合も同様とする。

1 1 その他の留意事項

- (1) 受託事業者は、委託業務の遂行上取り扱う個人情報、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に処理するとともに、別紙1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。また、業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託事業者は、県が提供するデータについて、契約書に定めるとおり、秘密保持義務を負うものとする。
- (3) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託事業者と協議を申し出る場合がある。この場合、受託事業者は、委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。
- (4) 本業務により得られた成果は、奈良県に帰属するものとする。県は、本業務の成果物を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。
- (5) 委託事業の成果物等の第三者への提供や内容の転載及び研究目的の使用について、受託事業者は県に協議し了解を得た場合に行うことができる。
- (6) 契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受託事業者の負担とする。
- (7) この業務の実施にあたって疑義が生じた場合には、県と受託事業者が協議して定めるものとし、この協議が調わないときは、県の決定するところによるものとする。
- (8) 別紙2「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」に記載の事項を遵守すること。
- (9) (1)～(8)の事項に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、県は本委託契約を解除し、損害補償させる場合がある。
- (10) 感染症や災害等の発生により本業務の遂行に支障が出る場合は、事業の中止、事業内容及びそれに伴う経費積算の変更について受託事業者と奈良県で協議を行い、奈良県が決定する。

〈別紙 1〉

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督及び教育)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化)

第9 乙は、その従業者に特定個人情報等を取り扱わせるにあたっては、必要最小限の従業者に限るとともに、特定個人情報等を取り扱う従業者及びその取り扱う特定個人情報等の範囲を明確にするものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況及びこの契約の遵守状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、個人情報の漏えい等その他のこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、必要な調査、再発防止のための措置等について甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

〈別紙 2〉

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。